

広情個審第17号

平成28年8月24日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書不存在決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年3月13日付け広佐維第482号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第75号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- 平成26年3月13日付け広佐維第482号の諮問事案（諮問第75号事案）
平成26年1月7日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月22日付け広佐維第366号で行った公文書不存在決定に対する同年2月27日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、公文書不存在とした決定は妥当です。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書及び口頭意見陳述等での主な主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成26年1月7日付けで行った公文書開示請求に対し、実施機関が同月22日付け広佐維第366号で行った公文書不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）を取り消し、実施機関から送付された地方公務員法第32条の逐条解説書のコピー以外の「職務命令については、口頭によっても文書によってもよい根拠を示した文書」を開示するよう求めているものです。

(2) 異議申立ての理由

平成24年5月1日、実施機関の職員が行った現地調査に関する出張命令及び復命書は存在しているはずである。

しかし、実施機関は、命令及び復命は口頭で行われたとして、出張命令書等は存在しない旨を主張しているので、「職務命令については、口頭によっても文書によってもよい根拠を示した文書」の開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、次のとおりです。

- 広島市は、上記の現地調査のような通常の業務命令及びその報告である復命に関して、その形式等を定めた規程を作成していない。

(2) 通常の業務命令及び復命については、慣例として、口頭によっても文書によってもよいこととしている。

実施機関の職員が、平成24年5月1日に行った現地調査は、実施機関が日常的に行う通常の業務に該当したため、業務命令及び復命は、口頭で行ったものである。

(3) 上記(1)及び(2)の内容については、申立人に、「職務命令については、地方公務員法第32条に規定がありますが、職務命令の手続及び形式は、職務命令の効力の要件ではないため別段の制限はなく、口頭によっても、文書によってもよいことになっています。」と説明した上で、立法担当者が執筆した地方公務員法に関する逐条解説書の該当箇所のコピーを送付している。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

広島市においては、現地調査等の通常の業務について命令及び復命の形式等を定めた規程は存在しておらず、慣例に従い口頭で行っているとする実施機関による説明に違法性や不自然、不合理な点があるとは認められません。

したがって、実施機関が、本件開示請求について不存在と決定したことは、妥当と考えられます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 3. 13	広佐維第482号の諮問を受理（諮問第75号で受理）
28. 6. 3 （第1回審査会）	第2部会で審議
28. 7. 1 （第2回審査会）	第2部会で審議
28. 7. 25 （第3回審査会）	第2部会で審議
28. 8. 23 （第4回審査会）	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 嗣	中国放送㈱報道制作局長
田 邊 誠	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
横 山 信 二 (部会長)	広島大学大学院社会科学研究科教授